

規 定 集



『預金共通規定』

第1条（規定適用取引対象）

この規定は、当金庫との預積金（普通預金（普通預金「無利息型」を含む）、総合口座（普通預金「無利息型」を含む）、貯蓄預金、納税準備預金を以下「要求払預金」といいます。大口定期預金、スーパー定期、変動金利預金、期日指定定期預金、定期積金、通知預金を以下「定期性預金」といいます。）、およびその他の当金庫とのお取引につき、基本的な取扱内容について定めます。

第2条（取扱店の範囲）

この預積金は、当店のほか当金庫本支店でも取扱います。

第3条（証券類の受入れ）

- この預積金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
定期性預金の場合、小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日（定期積金は払込日）とします。
- 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- 証券類の取立てにあたっては、店頭表示の手数料をいただきます。なお、店頭呈示等に伴い所定の手数料を超える実費を要する場合は別途申し受けします。

第4条（受入証券類の決済、不渡り）

- 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預積金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日には、要求払預金の場合、通帳の摘要欄に記載します。
- 受入れた証券類が不渡りとなったときは預積金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を預積金元帳から引落し、通帳の当該受入の記載を取消し、証書は回収し、その証券類は受入店で返却します。返却にあたっては、店頭表示の手数料をいただきます。
- 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

第5条（届出事項の変更、証書・通帳の再発行等）

- この通帳（または証書）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- この通帳（または証書）または印章を失った場合のこの預積金の払戻し、解約または通帳（または証書）の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおくことがあります。なお、通帳（または証書）の再発行にあたっては、店頭表示の手数料をいただきます。

- 預積金口座の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。

第6条（成年後見人等の届出）

- 家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。
- 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前1、2項と同様にお届けください。
- 前1～3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- 前1～4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第7条（印鑑照合等）

この払戻請求書（または証書）、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第8条（譲渡、質入れ等の禁止）

- この預積金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳（または証書）は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

第9条（反社会的勢力との取引拒絶）

この預積金口座は第11条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預積金口座の開設をお断りするものとします。

第10条（取引の制限等）

- 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。
- 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。
- 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供

与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。

4.前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

第11条（預積金の払戻し、解約、書替継続等）

- 1.この預積金口座を払戻し、解約、書替継続等する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印のうえ通帳とともに（または証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して）当店に提出してください。
- 2.次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預積金取引を停止し、または預積金者に通知することによりこの預積金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。
 - ①この預積金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預積金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預積金の預積金者が第8条1項に違反した場合
 - ③この預積金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④この預積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預積金者について確認した事項に関し、虚偽が明らかになった場合
- 3.前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預積金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預積金取引を停止し、または預積金者に通知することによりこの預積金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ①「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預積金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預積金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他AからDに準ずる行為

4.この預積金が当金庫が定める一定の期間に預積金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預積金取引を停止し、または預積金者に通知することによりこの預積金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

5.前3項により、この預積金口座が解約され残高がある場合、またはこの預積金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳または証書、および届出の印章を持参のうえ当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出を求めることがあります。

6.現金自動支払機で当金庫所定の定期預金を当金庫が定める手続きで解約予約する場合は、当金庫所定の払戻請求書への届出の印章による記名捺印は不要です。

第12条（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第13条（保険事故発生時における預金者からの相殺）

1.この預積金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務（手数料債務、保証債務を含みます。）と相殺する場合に限り当該相殺額について相殺することができます。定期性預金は、満期日が未到来であっても、期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預積金に、預積金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預積金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

2.相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書式の場合は証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印のうえ、通帳式の場合は当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印のうえ通帳とともに直ちに提出してください。ただし、この預積金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預積金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序

方法により充当いたします。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

3.相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①定期性預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前返済することにより発生する手数料等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

4.相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

5.相殺する場合において借入金の期限前返済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前返済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第14条（規定の変更）

1.この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更ができるものとします。

2.前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

2020年4月1日現在

『盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補てん等に関する特約』

第1条（特約の適用範囲等）

- 1.この特約は、個人のお客さま（以下「預金者」といいます。）が当金庫に有する預金および定期積金（以下「預金等」といいます。）で、払戻し（解約、書換継続による払戻しならびに当座貸越を利用した借入れを含みます。以下同じ。）の際に、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）し、通帳または証書（以下「通帳等」といいます。）を提出する預金等について適用されます。
- 2.この特約は、以下の取扱いを定めるものです。
 - ①盗取された通帳等を用いて預金等の不正な払戻しが当金庫の本支店の窓口で行われた場合における取扱い
 - ②本人確認（預金等の払戻しにおける権限の確認をいいます。）に関する取扱い
- 3.この特約は、各種預金規定および定期積金規定（以下「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに原規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

第2条（盗難通帳等による預金等の不正な払戻し等）

- 1.盗取された通帳等を用いて行われた預金等の不正な払戻し（以下「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息（定期積金の給付補てん金を含みます。以下同じ。）に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ②当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- 2.前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失（重大な過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- 3.前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、通帳等が盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた預金等の不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- 4.第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
 - ①当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ②通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- 5.当金庫が当該預金等について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にも

- とづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- 6.当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金等にかかる払戻請求権は消滅します。
 - 7.当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不正利得返還請求権を取得するものとします。

第3条（預金等の払戻しにおける本人確認）

預金等の払戻しにおいて、原規定に定めのある払戻しの手続に加え、当該預金等の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

以上

2019年9月2日現在

『普通預金規定（普通預金「無利息型」を含む）』

第1条（振込金の受入れ）

- 1.この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- 2.この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第2条（自動支払等）

- 1.この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。
- 2.同日に数件の支払いをする場合に総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

第3条（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の第3日曜日の翌営業日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。（ただし「無利息型」には利息をつけません。）なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

第4条（規定の変更）

- 1.この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更ができるものとします。
- 2.前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

2020年4月1日現在

『総合口座取引規定（普通預金「無利息型」を含む）』

第1条（総合口座取引）

1. 次の各取引は、京信総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。
 - ①普通預金
 - ②定期預金（預入期間は3か月以上のものとします。）スーパー定期、大口定期預金、期日指定定期預金、変動金利定期預金、その他定期預金
 - ③定期積金
 - ④第2号の定期預金および第3号の定期積金（以下これらを「預積金」といいます。）を担保とする当座貸越
2. 普通預金については、単独で利用することができます。
3. 第1項第1号から第3号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱いします。

第2条（定期預金の自動継続）

1. 定期預金は、満期日（最長預入期限を含みます。以下同じです。）に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。なお、自動継続の方法について別途定めのある取引については、当該各取引の規定により取扱いします。
2. 継続された預金についても前項と同様とします。
3. 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。

第3条（自動支払等）

1. 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。
2. 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻することができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

第4条（預金利息の支払い）

1. 普通預金の利息は、毎年3月と9月の第3日曜日の翌営業日に、普通預金に組入れます。（ただし「無利息型」には利息をつけません。）
2. 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

第5条（当座貸越）

1. 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の預積金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。
2. 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の預積金の合計額の90%または200万円のうちいずれか少ない金額とします。
3. 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第7条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

第6条（貸越金の担保）

1. この取引に預積金があるときは、第2項の順序に従い、貸越金の担保とします。この取引の預積金には、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
2. この取引に預積金があるときは、後記第7条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる預積金が数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。

3. ①貸越金の担保となっている預積金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、定期預金の場合は解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を、また定期積金の場合は解約または（仮）差押までに掛込まれた掛込金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
 - ②前号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

第7条（貸越金利息等）

1. ①貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年3月と9月の第3日曜日の翌営業日に、1年を365日として日割計算のうち普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
 - A. 定期預金を貸越金の担保とする場合
その定期預金ごとにその約定利率（期日指定定期預金は「2年以上利率」）に年0.50%を加えた利率。
 - B. 定期積金を貸越金の担保とする場合
その定期積金ごとにその約定年利回に年1.00%を加えた利率
 - ②前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がほしい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
 - ③この取引の預積金の全額の解約により、預積金の残高も零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
2. 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。
 3. 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%（年365日の日割計算）とします。

第8条（即時支払）

1. 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。
 - ①支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
 - ②相続の開始があったとき
 - ③第7条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
 - ④住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき
2. 次の各場合に貸越元金等があるときは、当金庫からの請求がほしい、それらを支払ってください。
 - ①当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ②その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき
 - ③定期積金の掛金の払込みが6か月以上遅れているとき

第9条（解約等）

1. 普通預金口座を解約する場合には、この取引にかかわるすべての通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元金等があるときはそれらを支払ってください。なお、預積金の残高があるときは、別途に定期預金の通帳（証書）、定期積金通帳を発行します。
2. 前条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。

第10条（差引計算等）

1. この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができるものとします。
 - ①この取引の預積金については、その満期日前でも貸越元利

金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の預積金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

②前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

③第1号により、なお普通預金の残高がある場合には、この通帳を持参のうえ、当金庫に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

2.前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、預積金の利率（利回）はその約定利率（利回）とします。

第11条（規定の変更）

1.この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更ができるものとします。

2.前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

2020年4月1日現在

『民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律』 (休眠預金等活用法)に係る預金規定(全預金共通)

2018年1月1日より、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」という。)の施行により、当金庫の預金、積金、取引(以下「預金等」といいます。)規定に以下の条文を追加いたします。合わせてご一読ください。対象となる規定は「預金共通規定」「当座勘定規定」です。

第1条(休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- この預金等について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - 当金庫ホームページに掲げる異動が最後にあった日
 - 将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金等に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうち何れか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります
 - この預金等が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)
 - この預金等について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと/当該手続が終了した日
 - 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと(ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限り、) /当該入出金が行われた日または入出金が行われていないことが確定した日
 - 総合口座取引規定にもとづく他の預金等について、当該他の預金等に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと /他の預金等に係る最終異動日等

第2条(休眠預金等代替金に関する取扱)

- この預金等について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金等に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金等に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者等は、当金庫に対して有していた預金等債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - この預金等について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または、契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと
 - この預金等について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当金庫が当該

支払の請求を把握することができる場合に限り、)

- この預金等に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
 - この預金等に係る休眠預金代替金の一部の支払が行われたこと
- 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - 当金庫がこの預金等に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - この預金等について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - 前項にもとづく取扱を行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金等債権を取得する方法によって支払うこと
 - 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの預金等に係る債権が消滅したことに伴い「第11条により」(当座勘定規定については「第25条」)本契約の解約をした場合であっても存続するものとします。

第3条(規定の変更)

- この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更ができるものとします。
- 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

2020年4月1日現在

『通帳レス口座規定』

この規定は、「預金共通規定」「普通預金規定」「総合口座規定」「キャッシュカード規定」「ネットバンキング利用規定」等関連する規定と一体として取扱われるものとし、この規定に定めがない事項に関しては、各種規定が適用されるものとします。

なお、本規定では従来の通帳発行式口座を「通帳有り」といいます。

第1条（通帳レス口座）

- 1.通帳レス口座とは、通帳・ご利用明細の発行に代えて『京信かんたん通帳アプリ』等を利用し、お客様ご自身の操作により、残高・入出金明細を確認いただく預金口座です。
- 2.通帳レス口座は、通帳・ご利用明細を発行いたしません。お申込には当庫所定の条件があるほか、『京信かんたん通帳アプリ』等へ対象口座を登録されることが必要です。
- 3.通帳レス口座は、普通預金口座および総合口座を対象とします。

第2条（預金の受入れ）

通帳レス口座の預金口座に現金、手形、小切手等を店頭で受入れるときは、当金庫所定の書類に記入して、この預金口座のキャッシュカードの提示とともに提出してください。ご提示がない場合、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合があります。

第3条（預金の払戻し）

店頭で通帳レス口座の預金口座の払戻しをする場合は、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印のうえ、この預金口座のキャッシュカードの提示またはかんたん通帳アプリの通帳表紙画面とともに提出してください。ただし、写真付本人確認資料の提示による本人確認を行う場合、またはICチップに指静脈情報が登録されたICカードにより、当金庫所定の機器を使用して指静脈による本人確認を行う場合は、払戻請求書等への押印を省略することができます。

第4条（預金の解約）

通帳レス口座の預金口座を解約する場合、当金庫本支店にて承ります。当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印のうえ、この預金口座のキャッシュカードの提示またはかんたん通帳アプリの通帳表紙画面とともに提出してください。

ただし、写真付本人確認資料の提示による本人確認を行う場合、またはICチップに指静脈情報が登録されたICカードにより、当金庫所定の機器を使用して指静脈による本人確認を行う場合は、払戻請求書等への押印を省略することができます。

第5条（通帳によるサービスについて）

通帳レス口座の預金口座は、「現金自動支払機による振替入金」等の通帳によるサービスはご利用いただけません。

第6条（通帳レス口座での口座開設）

京信口座開設アプリでの口座開設は、通帳を発行しない通帳レス口座となります。

また、当金庫本支店での口座開設は、当金庫所定の条件を満たす場合、通帳レス口座をご選択いただけます。

第7条（通帳有りから通帳レス口座への切替）

- 1.通帳有りから通帳レス口座に切り替える場合には、当金庫所定の書類に届出印により記名押印して、この預金口座の通帳とともに提出してください。

ただし、お客さまが当金庫所定の条件に該当しない場合は、切替いただくことができません。

2.通帳有りを通帳レス口座に切り替える場合、通帳は切替時点でご利用いただけなくなります。

3.切替時点で通帳に記帳されていない入出金の明細は通帳に記帳してから切替します。

第8条（通帳レス口座から通帳有りへの切替）

- 1.通帳レス口座を通帳有りに切り替える場合は、当金庫所定の書類に届出の印章により記名押印して、この預金口座のキャッシュカードの提示とともに提出してください。
- 2.通帳レス口座を通帳有りに切り替える場合は、当金庫所定の通帳発行手数料をいただきます。

第9条（規定の変更等）

- 1.この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他当金庫が相当の事由があると認められる場合は、当金庫ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- 2.前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

2019年12月9日現在

アプリからの口座開設に係る特約

1. 概要

- (1) この特約は「信用金庫口座開設アプリ」（以下「口座開設アプリ」という）から開設した京都信用金庫（以下、「当金庫」という）の総合口座（普通預金口座）に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は各種預金規定（以下「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに原規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは原規定に従います。

2. 預金契約の成立

口座開設アプリからの申込みにより開設された口座は、当金庫が所定の開設手続きを完了した時点で、当金庫とお客さまの間に預金契約が成立するものとします。

ただし、本人限定受取郵便（特定事項伝達型）で送付した「口座開設のお知らせ」が当金庫に返送されてきた場合には、当金庫はお客さまに通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。

3. 利用可能文字について

お申込にあたって、お使いの機器により、対応していない文字（旧仮名・旧字等）が表示されない、もしくは簡易な文字に変換される場合があります。この場合、当金庫はお客さまに通知することなく、送付された本人確認書類の情報をもって、お取引させていただきます。

4. 住所の入力について

お申込にあたって、お客様のご住所が口座開設アプリで入力できる文字数を超える場合があります。この場合、当金庫はお客さまに通知することなく、送付された本人確認書類の情報をもって、お取引させていただきます。

5. この特約の変更等

この特約の各条項は、諸般に状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、その他相当の方法で公表することにより、変更できる

ものとしす。

この変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとしす。

以 上

(2019年12月 9日現在)

信用金庫口座開設アプリ利用規定

(平成29年3月現在)

本規定は、株式会社しんきん情報システムセンター（以下「当社」という。）が提供する信用金庫口座開設アプリ（以下「本アプリ」という。）について規定するものです。

第1条 本アプリの概要

本アプリは、信用金庫が提供するスマートフォンを利用した預金口座開設サービス（以下「本サービス」という。）において使用するためのものです。

お客さまは、本アプリで本サービスを提供する信用金庫を検索した後、お客さまが選択した信用金庫の登録画面で本サービスを利用することができます。

第2条 ご利用規定への同意

お客さまは、本規定を十分に理解、同意した上で、自らの判断と責任において本アプリのダウンロードしたうえでご利用いただくものとします。本規定にご同意いただけないお客さまは、本アプリのダウンロード及びご利用はできません。

第3条 権利帰属等

本アプリの著作権その他の各知的財産権は当社または当社が許諾を受ける各権利者に帰属します。お客さまは、本サービスの利用に限り本アプリをご利用いただけます。当社から請求があった場合、お客さまは、すみやかに本アプリの使用を停止し、またはお客さまのスマートフォンから本アプリを削除するものとします。

第4条 禁止行為

お客さまは、事由の如何を問わず、次に定める各号につき自ら行ってはならないものとし、また、第三者に当該行為を行わせてはならないものとします。

- (1) 本アプリを逆アセンブルし、または逆コンパイルすること。
- (2) 本アプリをリバースエンジニアリングまたはその他により、ソースコードの作成、または作成する試みを行うこと。
- (3) 本アプリを翻訳、翻案等改変し、複製すること。
- (4) 本アプリの製品表示または著作権表示を抹消すること。
- (5) 本アプリの全部または一部であっても、売却し、貸与し、譲渡し、承継させ、サブライセンス許諾し、または担保に供すること等、本アプリに係る各知的財産権を侵害する行為を行うこと。

第5条 免責事項

1. 本サービスのご利用に関して、本アプリの作動に係る不具合（表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能など）、スマートフォンに与える影響及びお客さまが本アプリを正常にご利用できないことにより被る不利益、その他一切の不利益について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社は一切その責任を負いません。
2. 前項のほか、次の各号の事由により生じた損害については、当社は責任を負いません。

- (1) 災害・事変・同盟罷業、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由により、本アプリを用いて送信した情報等に誤謬・脱漏等が生じた場合。
- (2) 当社が相当と認める安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、通信回線またはコンピュータ等及びこれらを通じた情報伝達システムに障害が生じ、本アプリを用いて送信した情報等に誤謬が生じた場合。
- (3) 電話回線・専用電話回線などの通信経路において盗聴がなされたことにより、本アプリを用いて送信した情報等が漏洩した場合。
- (4) 当社以外の第三者の責めに帰すべき事由により、本アプリを用いて送信した情報等に誤謬・脱漏等が生じた場合。

第6条 ご利用に際してのご注意

1. 本アプリのご利用及び本アプリのダウンロード（再ダウンロードを含みます。以下本項において同じ。）には別途通信料がかかり、お客さまのご負担となります。（バージョンアップの際や本アプリが正常に動作しないことにより再設定などで追加的に発生する通信料も含みます。）
2. 本アプリでは、ご本人さま確認にショートメッセージサービス（以下「SMS」という）を利用しますので、SMSの着信拒否設定を行っている場合は、本アプリのご利用前に同設定を解除してください。
3. 本アプリは当社所定の動作環境においてのみご利用いただけます。信用金庫ホームページ等に掲載されている本アプリの動作環境を必ずご確認ください。
4. お客さまは、本アプリをインストールしたスマートフォンを処分する場合、その他本アプリの使用を終了する場合、本アプリを削除するものとします。
5. 本アプリは、日本その他外国の輸出入規制の対象となる可能性のあるものであり、お客さまが本アプリをインストールしたスマートフォンを日本から国外へ持ち出す際には、関連法規を遵守し、これに違反した行為により生じた問題につき、お客さま自身の責任と負担で解決するものとします。

第7条 本アプリの内容変更または提供の中止、廃止等

1. 当社は、お客さまの承諾及びお客さまへの通知なしに、いつでも本アプリ提供を一時休止または終了及び本アプリの改変等を行うことができるものとします。
2. 本アプリは、ダウンロード後にお客さまのスマートフォンのオペレーティングシステムその他のご利用環境の変更や本アプリのアップグレードなどが行われた場合には、ご利用いただけなくなる場合があります。

第8条 規定の変更・準用

1. 当社は、本規定の内容を変更する場合、原則として変更日及び変更内容を信用金庫ホームページへ掲載することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。
2. 本規定に定めのないその他口座開設に係る事項については、お客さまが選択する信用金庫にて別途定める各関連規定等により取扱います。

以 上